

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免申請の提出書類

※申請理由により、提出書類が異なります。ご注意ください。

【令和4年度】

1 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

- 国民健康保険料減免申請書
- 申立書
- 死亡診断書又は診断書の写し

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合（世帯の主たる生計維持者が事業等を廃止又は失業し、事業収入等が減少した場合も含まれます。）

- 国民健康保険料減免申請書
- 申立書
- 主たる生計維持者の令和4年1月以降の事業収入等の収入金額が確認できる書類の写し
〔 給与明細書、売上額のわかる帳簿 など 〕
- 主たる生計維持者の令和3年中の事業収入等の収入金額が確認できる書類の写し
〔 給与明細書、令和3年分の確定申告書 など 〕
- 主たる生計維持者が令和3、4年中に国や県から支給された給付金等の種類と金額が確認できる書類の写し（給付金等の支給決定通知書、預金通帳 など）
- 保険金、損害賠償等の補填金額が確認できる書類の写し（補填される場合）

◎ 世帯の主たる生計維持者が事業等を廃止又は失業した場合は、「2」の書類に加えて次の書類も必要です。

- 廃止又は失業したことが確認できる書類の写し
〔 雇用保険受給資格者証（なければ、離職票、退職証明書、解雇通知書 など）
廃業届 など 〕

※ 失業時点で65歳未満の方で、雇用保険の「特定受給資格者・特定理由離職者」として失業給付を受ける方は、非自発的失業者の保険料軽減制度を優先して適用するため、この減免制度の対象になりません。軽減制度の手続をされていない場合は、保険年金課へご連絡ください。

【問合せ先】 呉市保険年金課 国保保険料グループ（電話：0823-25-3153）